

平成27年監督指導白書

名古屋北労働基準監督署

当署が平成27年に実施した監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理を行つていただきますようお願いします。

【監督実施状況】

(表参照)

○全般

平成27年も、過重労働対策、長時間労働の抑制、化学物質対策を重点に、710件の事業場に対し、臨検監督（労働基準監督官が予告なく事業場を訪れ、労働条件と安全衛生の調査を行うこと）を実施いたしました。

局全体の平成27年の違反率は73・8%です。平均を上回っています。

違反率が平均を上回っている業種は、運輸交通業91・7%、保健衛生業81・8%、製造業80・8%

及び商業80・0%などです。ほとんどが社会福祉事業です。

○約4社に1社の割合で定期健康診断未実施

これらに次いで多かつたのは、健康診断188件（26・4%）で、約4社に1社の割合で定期健診が実施されていま

○約4社に1社の割合で衛生スタッフ未選任

常時50人以上の労働者を使用する事業場に義務付けられる衛生管理者の選任義務が果たされていない事業場は111件

○製造業の約3割の事業場で安全基準違反

安全基準違反とは、機械への挟まれ巻き込まれによる労働災害を防止するための、安全カバーや安全装置が設置されてい

せんでした。

なお、表には記載され

ていませんが、常時10人以上50人未満の労働者を

使用している事業場に義務付けられている安全衛

生推進者を選任していな

い事業場は81件でした。

診断の結果、異常の所見があると判断された者に

関する、今後の就業の可

否や配慮すべき事項等に

について、医師等から意見

を聞いていない事業場は

141件でした。

定期健康診断は、会社の費用で、1年以内ごとに1回、定期に実施してください。またその結果を把握し、医師等からの意見聴取を行い、要精密検査の者に対しては、2次健診を勧奨するなど、従業員の健康管理責任を十分に果たしてください。

社長1人では従業員の健康管理を適正に行うことができません。法定要件に従つて、衛生管理者又は安全衛生推進者を選任し、従業員の健康管理を適正に行ってください。

ました。

。

(表)平成27年 監督実施状況及び措置状況

名古屋北労働基準監督署(件)

業種	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同比率(%)	使用停止等処分事業場数	違反状況(労働基準法・最低賃金法)							違反状況(労働安全衛生法)							計画の届出	じん肺法(定期健診)					
					労働条件の明示	賃金不払	最低賃金効力	労働時間	割増賃金	就業規則	労働者名簿	賃金台帳	安全管理責任者	安全基準	衛生基準	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定						
製造業	281	227	80.8	20	48	41	15	108	86	29	4	10	2	36	49	10	98	52	43	29	20	27	77	0	3
建設業	74	48	64.9	6	3	2	1	4	9	1	0	5	0	3	1	2	16	2	2	2	0	0	5	1	0
運輸交通業	36	33	91.7	0	2	5	2	23	12	5	0	12	3	2	0	3	6	0	1	0	0	0	16	0	0
商業	100	80	80.0	1	12	12	1	31	33	18	0	13	0	18	0	2	8	1	4	0	3	1	21	0	0
保健衛生業	66	58	87.9	0	10	12	0	19	23	9	0	9	0	14	0	1	1	0	0	0	0	0	23	0	0
接客娯楽業	32	26	81.3	0	6	2	1	14	11	8	0	7	0	8	0	1	2	0	0	0	0	0	9	0	0
警備・派遣等	72	61	84.7	0	14	14	1	31	25	12	1	16	0	22	0	5	0	0	0	0	0	0	25	0	0
上記以外の業種	49	32	65.3	0	3	7	1	10	15	4	2	6	0	8	0	2	1	0	1	0	1	0	12	0	0
合 計	710	565	79.6	27	98	95	22	240	214	86	7	78	5	111	50	26	132	55	51	31	24	28	188	1	3

※複数の法違反が認められた事業場があるため、違反件数は重複しています。

害を防止するために作業計画を作成していない、2m以上の高さの作業床や通路の端からの墜落災害を防止するための手すり等を設置していない、天井クレーンのフックの外れ止め装置を補修していないといったもので、定められた安全基準を守っています。法で定められた安全基準を遵守し、従業員を労働災害から守つてください。

○製造業の約2割の事業場で衛生基準違反

衛生基準違反とは、例えばトルエン、キシレンなどの有機溶剤やエチルベンゼン、ジクロロメタンなどの特別有機溶剤(特定化学物質)を用いて塗装、洗浄などの作業を行う場合、発生する有害な蒸気を、屋外に排出する局所排気装置を設置していない、防毒マスクを使用していないといったものです。化学物質は、目、皮膚などを通して体内に取り込まれます。

(おう)吐、嘔(とう)

○増加を続ける申告件数

平成27年の申告処理件数は458件で、前年よりも41件増加しました。申告内容は、定期賃金不

意識混濁などの急性中毒や、肝障害、腎障害などの慢性中毒症状をもたらすだけでなく、発がん性が認められている物質も多く存在します。法で定められた衛生基準を遵守していなければ、これら職業性疾病から従業員を守つてください。

【申告処理状況】

申告とは、労働者が「賃金が払われない」「解雇予告手当が払われない」「年休申請が拒否された」「健康診断が実施されない」などの労働関係法違反について、監督署に個別救済を求めることです。これらの申告を受けて、労働基準監督官は事業場に対し調査を行い、違反が認められた場合は違反の是正勧告を行います。

○トラブルの未然防止に万全を期してください

これらの労使のトラブルを未然に防止するためには、就業規則を作成し従業員に事前に説明・周知を図る、労働契約締結の際に労働条件通知書を渡し、労働契約内容を明らかにしておくことが不可欠です。

また割増賃金に関する、その法定ルールに無知なために、元労働者等からの申告により、数百万、数千万円の追加支給を余儀なくされた会社もあります。いま一度自社の賃金制度を見直し、法定ルールに従つた割増賃金が適正に支払われているかの確認をお願いいたします。